

基本目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

現状と課題

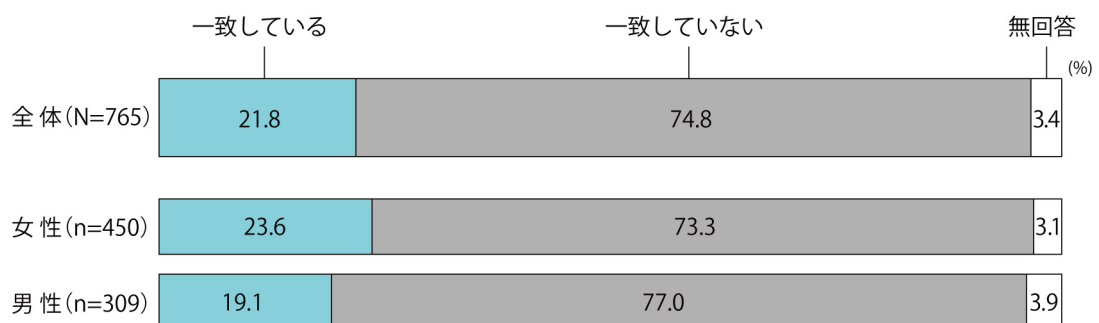
◆男女ともに希望は「＜仕事＞、＜家庭生活＞、＜個人の生活＞すべて」を優先させたいが、
現実には、女性は「＜家庭生活＞を優先」、男性は「＜仕事＞を優先」

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

実態調査によると、「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度について、希望と現実が一致している人は2割にとどまり、希望では「＜仕事＞、＜家庭生活＞、＜個人の生活＞すべて」を優先したいと思っても、現実では、女性は「＜家庭生活＞を優先」、男性は「＜仕事＞を優先」する人が多くなっています。

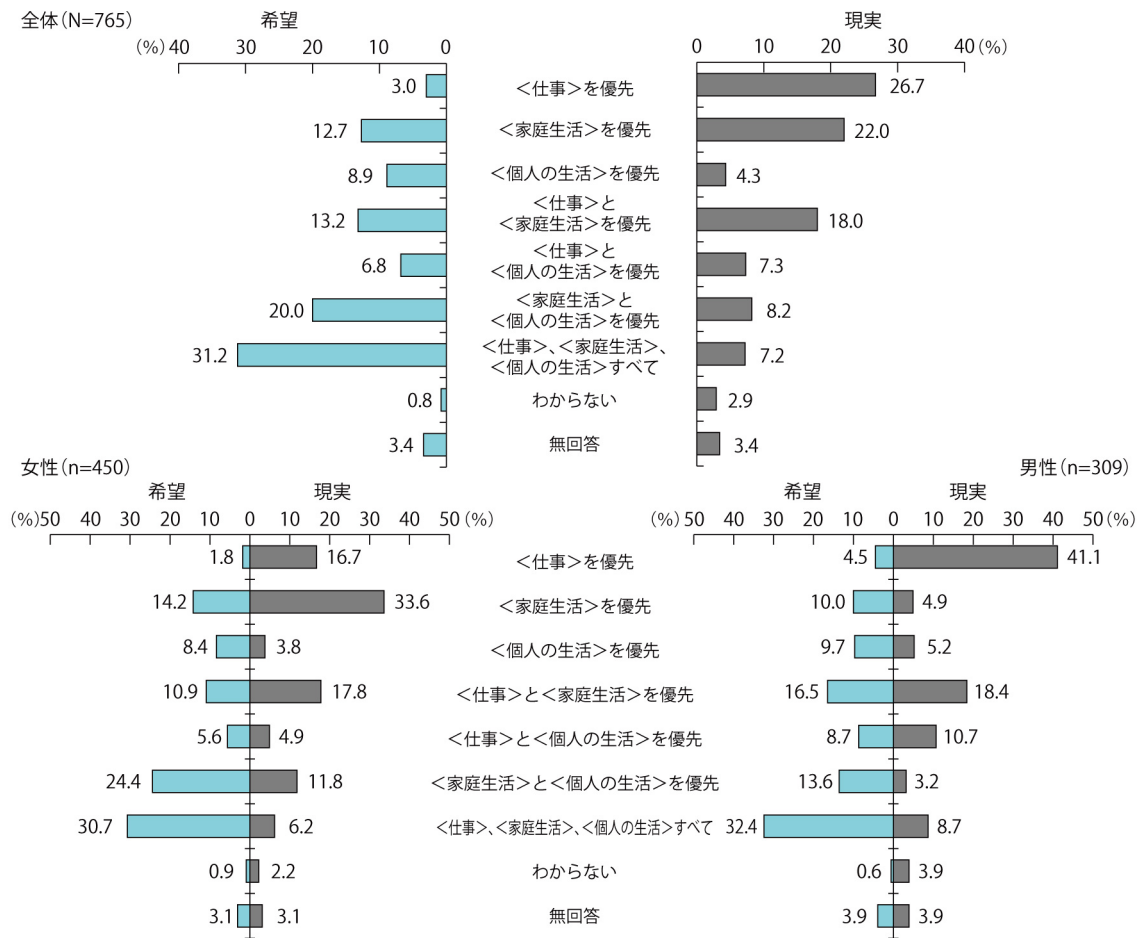
長時間労働等を見直し、女性も男性も仕事と生活の調和を実現することは、女性の社会進出の拡大を進めるうえで不可欠であり、同時に男性の家庭や地域への参画をすすめることにつながります。

図表 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度（希望と現実の一致）
（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

図表 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度（希望と現実）（全体、性別）



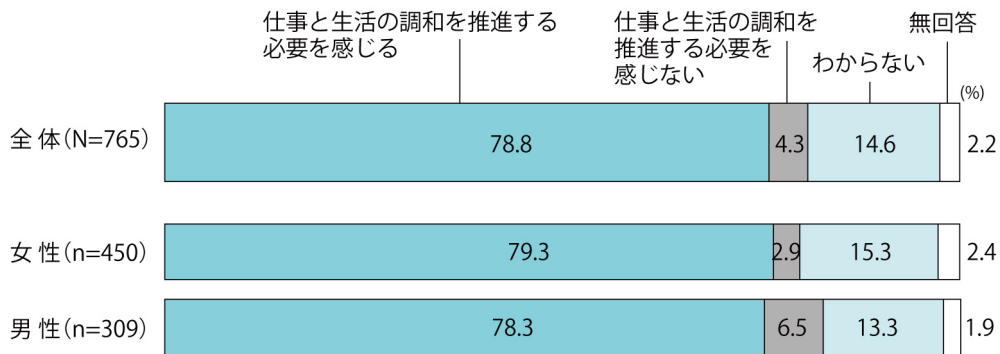
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をすすめるために

実態調査によると、8割の人が「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を必要だとしています。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をすすめるために必要なこととして、「保育・介護サービスが向上すること」、「パートタイマー、契約・派遣社員などの労働条件が向上すること」、「育児・介護などのための休暇取得や労働時間短縮のしくみが整うこと」などが上位にあがっています。

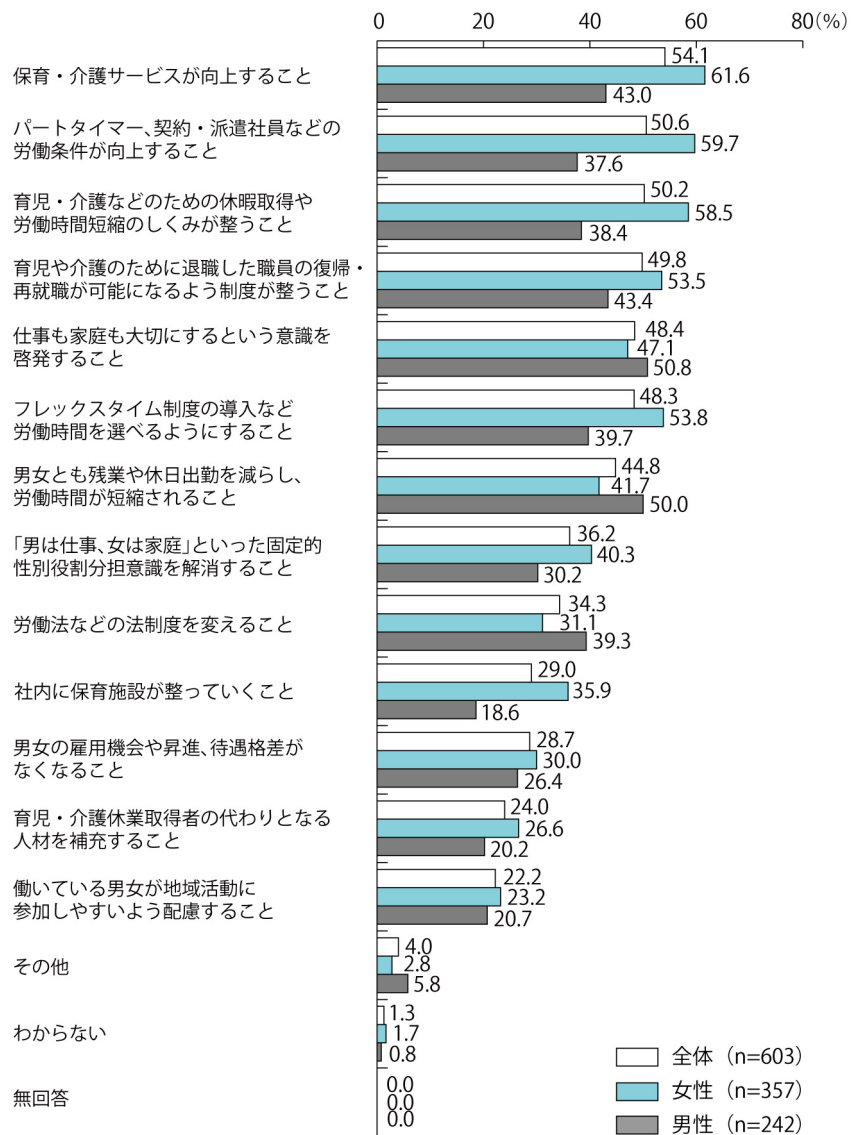
一人ひとりが性別にとらわれず自分らしく自立していきいきと人生を送るためにも、ワーク・ライフ・バランスをすすめることは重要であり、市民への啓発や企業への働きかけ、男女ともに働きやすい環境づくり、男性の家庭・地域への参加促進、子育てや介護への支援などの施策を展開していきます。

図表 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を必要だと思うか
（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

図表 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のために必要なもの
（全体、性別：複数回答）＜仕事と生活の調和を推進する必要がある人＞



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

★重点課題

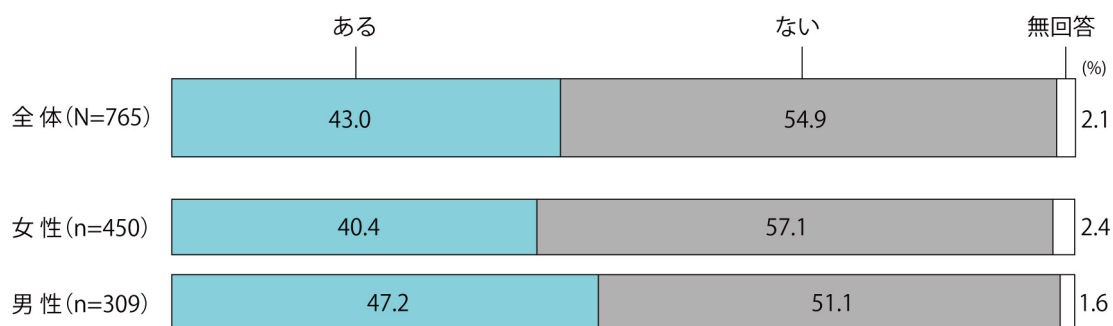
市では、これまでもワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、啓発や情報提供などに取り組んできましたが、ワーク・ライフ・バランスに関する理解は決して十分とはいえません。

実態調査によれば、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉について見聞きをしたことがある人は、4割となっています。

ワーク・ライフ・バランスが子育て期や一部の職場だけの問題ではなく、「老若男女すべての市民にとって、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である」ことが、広く市民に浸透するよう、引き続き啓発を行います。

また、事業所がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組み、働きやすい環境を整備できるよう、啓発や情報提供を行います。

図表 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の言葉の認知度
（全体、性別）



※設問：あなたは「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉を見聞きしたことがありますか。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供

市民がワーク・ライフ・バランスの考え方を理解し、実現できるよう、啓発と情報提供を行います。

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|------------------------|--|-----------|
| ①ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供 | 市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法、労働時間短縮等に関する講座の開催や情報提供を行います。 | 協働コミュニティ課 |

(2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ

企業・事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組めるよう、情報提供や取り組み事例の紹介などを行います。

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|--------------------|
| ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 | 市内企業・事業所を対象に、都や商工会等と連携して、労働時間短縮や育児・介護休業法の周知と啓発を行うとともに、仕事と子育て・介護等との両立支援のための情報提供を行います。 | 協働コミュニティ課 産業振興課 |
| ②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介 | ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取り組みを紹介します。 | 協働コミュニティ課 |

(3) 男女ともに働きやすい環境づくりの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事と家庭や地域参加と両立ができるよう、働きやすい環境づくりに向けた情報提供や市内企業との情報交換などを行います。

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|--------------------|
| ①男女ともに働きやすい職場づくりに関する情報の提供 | 市内企業・事業所に向けて、都や商工会等と連携して、男女の固定的性別役割分担に基づく制度や慣行の見直しなど男女平等参画に関することや、労働関係法に関することなどの情報提供を行います。 | 協働コミュニティ課 産業振興課 |
| ②市内企業の男女平等意識調査の実施 | 市内企業・事業所を対象に、男女平等に関する意識やワーク・ライフ・バランスの取り組みについて実態調査を行います。 | 協働コミュニティ課 |
| ③市内事業者団体に対する情報の提供 | 市内事業者団体と連絡会を開催し、男女平等参画に関する意見交換会を行います。 | 協働コミュニティ課 |
| ④市内企業との連携事業の実施 | 都や商工会、市内企業・事業所等と連携を図りながら、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、啓発と情報交換を行います。 | 協働コミュニティ課 |
| ⑤多様な働き方に関する情報の提供 | 市内企業・事業所、市民を対象に、都や商工会等と連携して、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。 | 協働コミュニティ課 産業振興課 |

Ⅲ-2 男性の家事・育児・介護への参加促進

「イクメン」などの言葉が定着し、子育てをする父親の姿が見られるようになってきましたが、家庭役割の多くは依然として女性が担っています。

実態調査においても、主に家事・育児・介護を担っている人は、女性となっています。

男性も仕事と家庭をバランスよく両立していけるように、男性の家事、育児、介護への参加に向けて支援の充実を図ります。

図表 主に家事・育児・介護を担っている人（既婚者、性別）

既婚・女性(n=337)

(%)

| | 主に自分 | 主に配偶者 | 主に母親 | 主に父親 | 主に娘 | 主に息子 | 家族で分担 | その他の人 | 無回答 |
|----------------|------|-------|------|------|-----|------|-------|-------|------|
| 掃除・洗濯 | 81.9 | 2.1 | 0.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 11.6 | 0.0 | 3.6 |
| 日常品の買い物 | 83.4 | 2.4 | 1.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 10.4 | 0.0 | 2.7 |
| 食事の支度 | 86.4 | 2.7 | 0.9 | 0.0 | 0.3 | 0.0 | 6.5 | 0.0 | 3.3 |
| 食事の後かたづけ、食器洗い | 76.6 | 5.6 | 1.2 | 0.0 | 0.3 | 0.0 | 13.1 | 0.0 | 3.3 |
| 子どもの世話やしつけ | 64.7 | 1.2 | 0.9 | 0.0 | 0.0 | 0.3 | 14.8 | 0.9 | 17.2 |
| 日常の家計管理 | 73.6 | 14.2 | 0.6 | 0.6 | 0.0 | 0.0 | 7.7 | 0.0 | 3.3 |
| 家具・家電品などの修理 | 22.6 | 54.9 | 0.3 | 0.9 | 0.0 | 0.9 | 10.4 | 5.9 | 4.2 |
| 高齢者や病人の世話 | 44.5 | 2.4 | 2.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 16.3 | 5.6 | 28.5 |
| 高額商品の購入・預貯金の管理 | 45.1 | 28.8 | 0.3 | 0.6 | 0.0 | 0.0 | 20.5 | 0.3 | 4.5 |

既婚・男性(n=181)

(%)

| | 主に自分 | 主に配偶者 | 主に母親 | 主に父親 | 主に娘 | 主に息子 | 家族で分担 | その他の人 | 無回答 |
|----------------|------|-------|------|------|-----|------|-------|-------|------|
| 掃除・洗濯 | 5.0 | 70.7 | 1.7 | 0.6 | 0.0 | 0.0 | 19.3 | 0.6 | 2.2 |
| 日常品の買い物 | 5.5 | 67.4 | 1.1 | 0.6 | 0.0 | 0.0 | 22.7 | 0.6 | 2.2 |
| 食事の支度 | 4.4 | 82.3 | 1.7 | 0.6 | 0.0 | 0.0 | 8.8 | 0.0 | 2.2 |
| 食事の後かたづけ、食器洗い | 7.2 | 64.6 | 1.1 | 1.1 | 0.6 | 0.0 | 22.1 | 0.0 | 3.3 |
| 子どもの世話やしつけ | 2.8 | 49.7 | 2.2 | 0.6 | 0.0 | 0.0 | 22.1 | 1.1 | 21.5 |
| 日常の家計管理 | 18.2 | 64.6 | 2.2 | 1.1 | 0.0 | 0.0 | 9.4 | 0.0 | 4.4 |
| 家具・家電品などの修理 | 70.2 | 12.2 | 0.0 | 2.8 | 0.0 | 0.6 | 5.5 | 5.5 | 3.3 |
| 高齢者や病人の世話 | 3.3 | 33.7 | 2.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 21.5 | 9.4 | 29.8 |
| 高額商品の購入・預貯金の管理 | 39.2 | 40.3 | 0.6 | 0.6 | 0.0 | 0.0 | 16.0 | 0.0 | 3.3 |

※項目ごとに最も高い割合の選択肢に網かけをしています。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

(1) 男性の家事・子育てへの参加促進

男性が家事や子育てにかかわれるよう啓発と情報提供を行います。また男性の育児休業の取得に向けて啓発を行います。

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-------------------------|
| ①男性向け家事・育児に関する情報の提供 | 男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参加の促進につながるような情報を提供します。 | 協働コミュニティ課 健康課 公民館 |
| ②男性の育児休業取得の啓発 | 男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。 | 協働コミュニティ課 健康課 職員課 |

(2) 男性の介護への参加促進

介護休業取得に向けて、啓発と情報提供を行います。また、介護講座を開催し、仕事と介護の両立に向けた情報提供などを行います。

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|------------|---|---------------|
| ①介護休業取得の啓発 | 介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。 | 職員課 高齢者支援課 |
| ②介護講座の開催 | 仕事と介護の両立や介護保険サービスについて情報提供を行うとともに、介護に必要な正しい知識と実践方法等について講座を開催します。 | 高齢者支援課 |

Ⅲ-3 子育てへの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現において、仕事と子育ての両立は大きな課題です。

市では多様な保育ニーズに対応しさまざまな子育て支援を実施していますが、保育サービス利用児童数の増加により、保育サービスの待機児童数は改善されていません。

女性も男性も、働いている人もそうでない人も安心して子育てができるよう、子育て支援の充実を図ります。

一方、ひとり親家庭の世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに増加傾向にあり、母子世帯は平成 22 年に千世帯を超えています。

ひとり親家庭の子育てや生活支援に向けてより一層の充実を図ります。

図表 待機児童数等の推移（西東京市）

(人・%)

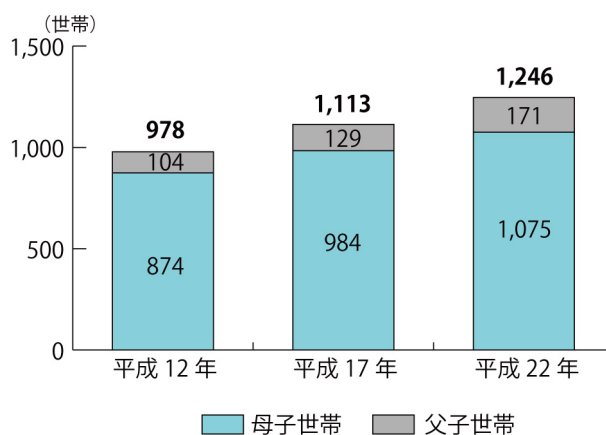
| | 就学前児童人口 | 保育サービス 利用児童数 | 就学前児童 人口比率 | 待機児童数 |
|-----------------|---------|-----------------|---------------|-------|
| 平成 24 年 4 月 1 日 | 10,010 | 2,893 | 28.9% | 190 |
| 平成 25 年 4 月 1 日 | 10,036 | 3,098 | 30.9% | 184 |
| 増減(H25-H24) | 26 | 205 | 2.0% | -6 |

※就学前児童人口は、東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年 1 月 1 日現在)」による。(外国人は含んでいない。)

※保育サービス利用児童数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、定期利用保育事業、区市町村単独保育施策の合計。各保育施策の定員数の合計とは異なる。

※認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子(認証保育所の利用児童を除く)の合計

図表 ひとり親世帯数の推移（西東京市）



※平成 12 年は田無市と保谷市の合計

※平成 22 年は「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数

資料：国勢調査

(1) 子育て支援サービスの充実

保護者の就労の有無を問わず、多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、相談窓口の充実や質の高いサービスの提供を図ります。

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|------------------|---|--|
| ①子育てに関する相談の実施 | 仕事と育児の両立や、在宅で子育てをしている親が、不安を抱えず安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。 | 健康課 生活福祉課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター |
| ②保育サービスの提供 | 誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様なニーズに対応したきめ細やかな保育サービスを提供します。 | 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター |
| ③子育て家庭に対する経済的な支援 | 子育て家庭の教育負担を軽減するための施策を実施するとともに、施策の充実を国や都に要望します。また、市独自の支援を実施します。 | 子育て支援課 教育企画課 |

(2) 地域での子育て支援の促進

身近な地域で子育てに関する相談や情報を入手できるよう地域子育て支援センターの充実を図ります。また、子育て中の親が地域でつながりをもてるよう、子育てサークルの育成の支援などを行います。

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|--|
| ①子育て支援に関する相談と情報の提供 | 身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるように、子ども総合支援センターの充実を図るとともに、地域子育て支援センターの機能の充実を図ります。また、情報誌の作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。 | 協働コミュニティ課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター 公民館 |
| ②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供 | 身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターの充実を図ります。 | 保育課 子ども家庭支援センター |
| ③子育てサークルの育成と支援 | 地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。 | 児童青少年課 子ども家庭支援センター 公民館 |

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の市民が経済的に自立し仕事と家事、育児を両立できるよう、支援の充実を図ります。

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|---|------------------------|
| ①子育てに関する相談の実施(再掲) | 仕事と育児の両立や、在宅で子育てをしている親が、不安を抱えず安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。 | 健康課 生活福祉課 子育て支援課 |
| ②ひとり親家庭の生活支援 | ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパーの派遣、母子自立支援プログラム策定事業等の就業支援事業に取り組みます。 | 子育て支援課 |

Ⅲ-4 介護への支援

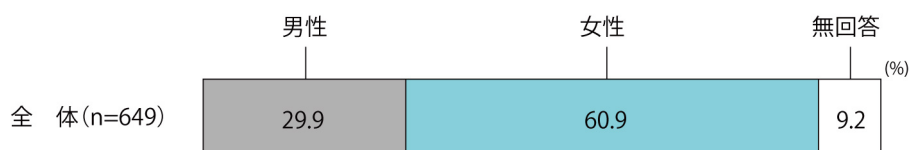
市の高齢化率は、平成 25 年は 21.7%ですが、今後も高齢化は進むことが予測され、介護に関する支援や取り組みはますます重要です。

また、介護保険居宅サービス利用者調査によると、主な家族介護者は、女性が6割、男性が3割となっています。

家族等の介護者は身体的・精神的な負担が過度にかかっているケースや、地域で孤立し、介護に関する相談相手がないケースが少なくなく、さらには虐待につながる事例も増加しています。

今後、ますます増大する介護ニーズに対応し、女性、男性を問わず、介護者が仕事と家庭生活や介護と両立できるよう、地域の支え合いや介護者への支援の充実を図ります。

図表 主な家族介護者の性別



資料：西東京市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第5期）策定のための調査（平成 23 年）
介護保険居宅サービス利用者調査

(1) 地域での支え合いのしくみづくり

高齢者の見守りも含め、地域で介護を支え合えるよう、ネットワークの形成やNPOやボランティア団体等との協働をすすめます。

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|--------------------------|
| ①地域での福祉に関する相談と情報の提供 | 介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。 | 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |
| ②地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成 | ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等地域でささえあう体制の充実を図ります。 | 生活福祉課 高齢者支援課 |
| ③NPOや市民活動団体等との協働の推進 | NPOや市民活動団体等がより質の高いサービスやきめ細かな多様なサービスを提供できるよう、積極的にNPOの活動を育成・支援するとともに、連携を強化していきます。 | 協働コミュニティ課 |

(2) 家族介護者への支援

家族介護者の負担を軽減するために、情報提供や相談事業等を行います。

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|--------------------------|--|--------------------------|
| ①家族介護者への情報の提供 | 家族介護者の負担を軽減するために、福祉サービス第三者評価システムの活用促進、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。 | 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |
| ②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援 | 家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業を実施するほか、支援者となる関係機関の連携を強化します。 | 高齢者支援課 |

西東京市ワークライフバランス推進労使宣言

～自分が変わる、まわりが変わる、上司が変わる、どこから変わる～

西東京市ではこの合言葉のもとに、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を図ることができる環境整備に取り組んでいます。

誰もが住みやすく、こころ豊かに暮らし続けることが可能な社会、安心して働き続けることが可能な社会、仕事と生活の調和のとれた働き方が可能である社会を目指して取り組みをすすめます。

そのためここに、ワークライフバランスの推進を労使で宣言します。

(宣言)

- 1 西東京市特定事業主行動計画に基づき、職場におけるワークライフバランス理念の普及を目指し、労使を含めた協議の場を設定し、計画の遂行や問題の解決に努めます。
- 2 仕事と生活の調和のとれた働き方ができる環境を整備します。
 - (1)長時間の時間外勤務の縮減、時間外勤務時間の職場格差・個人格差を改善します。
 - (2)制度等の取得促進と、利用のしやすさについての職場格差を改善します。
 - (3)仕事と生活の充実による相乗効果を引き出し、生活から得た知識や市民感覚を職務に生かすことのできる人材育成を目指します。
- 3 制度の整備と周知及び利用の推進を行います。
 - (1)多様な働き方を選択できる制度の充実を行います。
 - (2)制度の周知及び取得促進のためわかりやすい解説を作り、研修や庁内 Web または個々の職員へのプラン作成、個別説明等によりワークライフバランス理念を浸透させ意識改革を促します。
 - (3)制度の中でも特に、育児休業と部分休業の取得促進のため、制度利用対象者だけでなく、全職員に制度の内容、利用方法を周知し、職場における理解を促します。
 - (4)男性の育児休業取得に向け、男性職員、その所属長および職場へ働きかけを行います。
 - (5)介護休暇等の介護に関する制度について、周知及び利用促進を行います。
 - (6)制度利用者の補充のために、代替職員の確保や人事的配慮を行います。
- 4 市民全体へ、そして社会全体へワークライフバランス理念の普及を目指します。
 - (1)職員一人ひとりが、市内の企業・団体、そして市民の牽引役となるという意識を持ち、その役割を果たすよう取組みをすすめていきます。
 - (2)西東京市が目指すワークライフバランスの実現を市民とともに、市民全体へ、そして社会全体へ広げるよう、働きかけをします。

2010年3月31日